

札幌市の公共清掃の履行検査に対する受託企業の報告書を検証し、新年度の労務単価と実勢賃金との著しいかい離と清掃労働者がおかれている不条理な実態を明らかにし、札幌市と受託企業に対し、実効性ある賃金引上げを求めている。

焦点は税金が使われている公共清掃においては、札幌市が「積算単価にもとづき賃上げする企業」と委託契約を行う政策展開をはかることにある。

調査研究内容の1 積算されている労務単価と実勢賃金のかい離

新年度から適用される札幌市の労務単価(最低額の清掃員 C、官公庁は基本的に同様)と最低賃金との間には、10月の最賃改定までは、日額 191円、月額 32,088 円のかい離が発生することになる。ちなみに 32,088 円の金額は、清掃員の月収(734 円×8時間×21日=123,312 円)の 26%に及ぶ。試算は本文 p.7 の(表 5)を参照。

現下の日本経済において、賃上げはもはや国民的要請であり、公共施設の清掃員の賃上げは労務単価のアップという原資に裏打ちされており、正当に実現される必要がある。

●労務単価による年間賃金の試算

2014 年度は「清掃員 C」が時給 925 円であり、年間 1,864,800 円(a)となる。

($925 \times 8 \times 21 \times 12 =$ 、2014.4.1~2015.3.31)

●最低賃金による年間賃金の試算

試算のためには、新年度 4 月 1 日から 2014 年の最低賃金改定の発効日(10 月 18 日と仮定)までは、現行最賃額 734 円で行い、2014 年改定額を 2013 年の引上げ額 15 円と同じと仮定し、時給 749 円としている。改定後は、年度末の 2015 年 3 月 31 日までを計算している。月 21 日稼働とし、10 月 18 日を起点に改定前は 135 日、改定後は 115 日となる。

2014 年 4 月 1 日~10 月 17 日 135 日間 734 円×8 時間×135 日=792,720 円

2014 年 10 月 18 日~2015 年 3 月 31 日 115 日間 749 円×8 時間×115 日=689,080 円

1,481,800 円(b)

●新年度、札幌市は清掃員の最低ランクの賃金予算を時給 925 円(前年比 10.4%アップ)とする。年間 1,864,800 円である。

最低賃金水準に張り付いている清掃員の賃金は、10 月の最低賃金改定を見込んで1年間を試算すると 1,481,800 円である。

1,864,800 円(a) - 1,481,800 円(b) = 383,000 円

かい離は、年収の 26%($383,000 \text{ 円} \div 1,481,800 = 25.8\%$)、実に給与の 3 か月分に及ぶことになる。(734 円×8 時間×21 日=123,312 円)

税金で行われている仕事で、積算単価と労働者の実際の賃金の著しいかい離をそのまま放置することは、もはや社会的に不正義である。札幌市もビルメンテナンス業界も実効性ある賃上げが求められている。

「かい離問題」の論点整理

(発注者である札幌市のスタンス)

国交省の定めている労務単価を適用し、適正に積算し、品質の確保とダンピング防止の立場から、「低入札価格調査」と「最低制限価格」の2制度を運用している。契約企業からは、履行検査にあたり、「合理的な根拠(最賃以上)」のある「賃金支給計画書」が提出され、その合計は積算上の「直接人件費」の枠内にあり違法性はないと説明してきた。

ところが、「官製ワーキングプワ」が社会問題化するもとの、札幌市は公契約条例を制定し、清掃では労務単価の90%を「最低報酬下限額」として受託企業へ支払いを義務付けようとしたのが、この間の経緯である。

公契約条例が否決され、現在、札幌市は新たな「対応策」を模索している局面にある。

(道ビルメンテナンス協会の「積算」と「賃金」に対する姿勢)

積算基準は「請負契約の予定価格に客観的な論理性を付与するもので、方便として定められた積算上のルール」であり、現状は「法定福利費等が大幅に引き上げられ、状況が大きく変化」している。

「業務費の内訳は、基準と実態は大きくかけ離れ」ており、「見直し」が必要だが、「現在のところこれ(現行積算基準)しかないと思う」としている。

労務管理については、「市は、積算上の人工および配置人員の技術水準は履行にあたって、一致させる必要はない」と自ら言ってきた。

ビルメン協会の論理は、つまるところ、積算基準は実態に合っていない。そもそも「方便」であり、その「ルール」には縛られない。積算は、「請負契約を確実に履行し、成果を提供」するために必要なものであり、その責任は負うが、賃金など労務管理はあくまでも「企業の裁量の範囲」であり、この点は「札幌市も認めてきた」ということに尽きる。

ここからは、労務単価を基礎とする委託費の引上げは強く求めるが、賃金支払いは企業の「裁量」ということである。つまり、賃金は「労使関係で決する」といういわば“正論”である。

(「 」の引用は、道ビルメン協会の「陳情第60号の提出資料」2012.12.31による)

調査研究内容の2 札幌市が行っている「履行検査」の結果とその分析

札幌市は「低入札価格調査制度」求めている。本調査研究は、受託14企業が提出している「業務費内訳書」「従事者賃金支給計画書」「従事者配置計画書」と各区役所の「仕様書」の開示を求め、その内容について賃金を中心に検証したものである。

以下、明らかになった公共施設清掃で働く労働者(108人)の労働環境のまとめである。

(1) 受託企業提出の報告書から → 本文の(資料3)

- ① 清掃員の賃金は98%が時給であり、その時給はベッタリと最低賃金に張り付いている。
- ② 清掃員の技能・経験による「A・B・C」の区分は、発注者、受託企業がともに合理的な説明が不能である。業務上の必然性が徹底されず、区分にともなう賃金支給がない。
- ③ 協会けんぽ・厚生年金適用労働者は7人(6%)であり、雇用保険適用は25人(23%)である。

- ④交通費の支給基準は、統一性が見られない。自己負担など再調査が必要である。
- ⑤「賞与」の支給を計画書で提出している企業は6社である。ただし、「計画だけ」が存在する。これも再調査している。

(2)仕様書の記載事項と受託企業の対応から → 本文の(資料4)

- ①フルタイム常勤者は、早朝出勤、長時間拘束の実態にある。他方、短時間パートが圧倒的であり、最小の人員配置で人件費が抑制されている。
- ②昼食休憩は労働基準法上の休憩となっていない。休憩時も「庁内に常駐」「突発的な対応」を明文あるいは常態として強いている。
- ③フルタイム常勤者が「任命」なしに「責任者」とされ、「手当」なしに発注者および受託企業との「事務連絡」「作業日誌の記載・提出」を行っている。
- ④受託企業を通して「守秘義務」を守るという誓約書の提出を求める記載がある。(手稲区役所のみ)

「提言」 札幌市・市議会および受託企業は賃金引上げの社会的責任を果たすこと

このままでは新年度、87円(10.4%)の労務単価が引上げられ、すなわち賃上げの原資が裏打ちされるにも関わらず、これまでのビルメンテナンス業界の対応では10月の最賃改定までは清掃労働者の賃金は上がらないことになる。

以下、札幌市の「新たな対応」とビルメンテナンス企業に賃上げの「企業努力」を求める「提言」である。文言の整理を行い、今後、札幌市、全市議会議員、道ビルメンテナンス協会・受託企業、関係労働団体等への提起を予定している。

1. 札幌市は、保全業務への入札参加を希望する企業に対し、「積算労務単価の90%以上」の賃金支払いを求め、そのことを理解し、協力する企業を契約対象企業とし、仕様書でその履行確認をはかる新たな「対応策」を実施すること。
2. 道ビルメンテナンス協会は、「労働環境改善」の大義を明確にした委託料引上げを民間保全業務の委託者に求め、その立場を社会的にも明らかにすること。
なお、協会の役員企業は率先して4月からの賃金引上げを行うこと。
3. 個別各企業においても、灯油・電気代の値上げや消費税増税にともなう清掃員の生活困難に対し、「賃金引上げ」「特別手当」など「企業努力」を行うこと。
4. 市議会各党・会派は公契約条例が廃案となった現実に立ち、「官製ワキングプア」の克服のための政策を示し、市民的合意の形成・促進をはかること。なお、労務単価と実勢賃金のかい離を克服するために、「集中審議」の実施、あるいは「各党・会派代表と関係業界の協議会」の設置など、状況打開をはかること。

以上